

(令和 6 年 4 月 改定)

## 1 はじめに

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳を保持することを目的に、教育委員会、地域住民、家庭、その他の機関及び関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組むものとする。

### (1) いじめの定義

- ・ 「いじめ」とは、児童に対して、該当児童が一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ・ けんかやふざけ合いであっても児童の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する。
- ・ 好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合もいじめに該当する。ただし、いじめという言葉を使わずに、柔軟に対応することもできる。

### (2) 学校及び学校の教職員の責務

- ・ 児童の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に組織的に取り組む。
- ・ いじめを受けた児童を徹底して守り通すとともに、早期解消のため組織的に適切かつ迅速に対処する。

#### 〈いじめの問題に対する教職員の基本認識〉

- ① 「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうる」との共通認識を持つ。
- ② いじめの定義の共通認識をしっかりとしておく。
- ③ いじめの態様の共通認識をしっかりとしておく。
- ④ 担任等が一人で抱え込まず、組織的に対応する。

## 2 いじめ防止のための取り組み

### (1) 教職員による指導について

- ・ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。
- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。
- ・ 加害者とされる児童も、不安や劣等感を抱えていることにより、不適切な行動につながっていることが考えられる。加害児童のケアも同時に進める。
- ・ 互いにきき合い支え合う授業づくりを進め、不安や劣等感の解消に努める。
- ・ 担任は、風通しのいい学級づくりを心がけ、威圧感を与えない。また、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・ 児童には、いじめが起きたときの SOS の出し方を具体的に教え、いじめに対しては、全職員が組織的に毅然とした態度であたることを全児童に周知する。

### (2) 児童に培う力とその取り組み

#### ① 児童に培う力

- ・ 共生への志向
- ・ 問題解決能力
- ・ 基本的自尊感情・社会的自尊感情

## ② その取り組み

- ・ 生徒指導の視点を働かせた教育活動  
(自己存在感の感受 自己決定の場の提供 共感的な人間関係の形成 安心・安全な風土の醸成)
- ・ 「自分づくり」「集団づくり」の推進
- ・ 他人との比較ではなく、自分の成長を意識させる自己評価

## (3)いじめ防止のための組織(法 22 条:必置)と具体的な取り組み

- ・ いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、下記関係者からなる「いじめの防止等の対策のための組織」を置く。
  - 校内職員:校長、教頭、教務主任、こころ推進部長、教育相談担当、養護教諭。必要に応じ、校外関係者にも加わっていただく。
  - 校外関係者:学校評議員代表、PTA代表、地区民生委員代表、学校医
- ・ 当該組織は学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担い、下記の具体的な取組を行う。
  - 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正等を行う。
  - いじめを正しく理解し対応するための校内研修や職員会議等の情報提供の機会を設定する。
  - いじめの相談・通報の窓口としての対応を行う。
  - いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
  - いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に行う。

## (4)児童の主体的な取り組み

- ・ 児童会によるお互いの個性を認め合える活動を取り入れ、いじめの防止につなげる。

## (5)家庭・地域との連携

- ・ 学年、学級懇談会、個人面談、学校(学級)だより等を通じて「学校いじめ防止基本方針」について理解を図るとともに、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めながら緊密な連携協力体制を図っていく。

## 3 早期発見の在り方

### (1)見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- ・ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。また、教職員相互が積極的に児童の情報交換、情報共有を行い、いじめを積極的に認知するよう努める。
- ・ 定期的なアンケート調査(年2回のいじめアンケート等)により、短期におけるいじめの全体像を把握しながら、定期的な教育相談(個別面談)・日常の観察による声かけを実施することにより、個別の状況把握に努める。また、児童が頃からいじめを訴えやすい学級経営や信頼関係の構築に努める。

### (2) 相談窓口などの組織体制

- ・ いじめの情報をキャッチした場合や気になる事案に遭遇した場合は、躊躇せず直ちに教頭に報告する。
- ・ 教頭は、必要に応じ、「いじめの防止等の対策のための組織」を招集する。

- ・ 児童の相談に対し、「たいしたことではない」「それはいじめではない」などと悩みを過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかったりすることは絶対にしない。

### (3)地域や家庭との連携について等

- ・ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

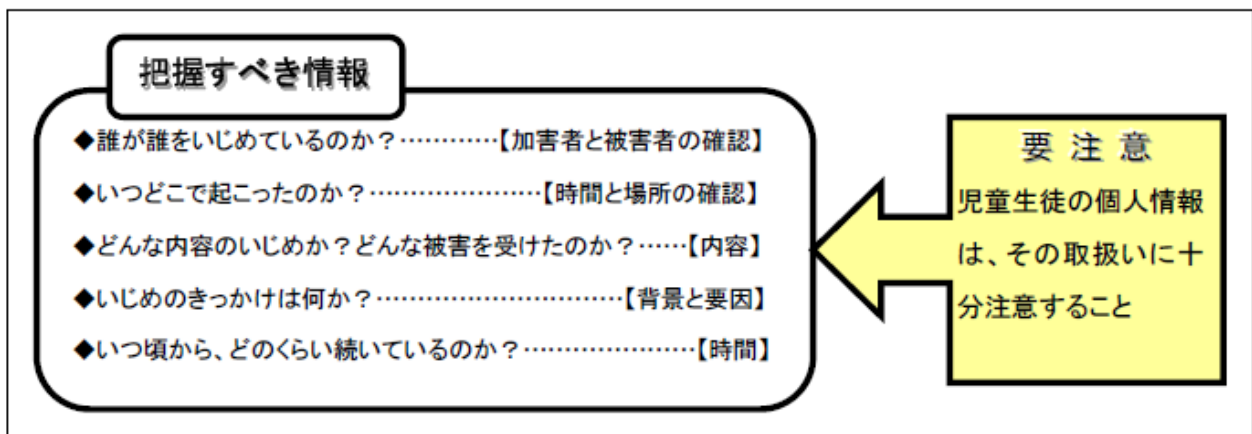
## 4 いじめに対する措置(早期対応・組織的対応)

### (1)素早い事実確認・報告・相談

- ・ 学校においては、いじめの認知に向け日頃からアンケート調査・個別面談等により正確な実態把握に努める。
- ・ また、いじめを認知した場合、躊躇なく教頭に報告し、校内におけるいじめ防止等に係る組織に報告し、校長のリーダーシップのもと、指導体制・方針を決定し、組織的に事案の対応にあたる。
- ・ 校長は事実確認の結果について、責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。

### (2)発見・通報を受けての組織的な対応

- ・ 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱えこまず、速やかに教頭に報告し、組織的に対応する。校内組織においては、いじめを受けている児童やいじめを知らせてきた児童を守りぬくことを第一としつつ、速やかにいじめの正確な事実確認を行い、情報を共有するとともに、校長のリーダーシップのもと、指導体制や指導方針を決定する。
- ・ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、事実確認を行い、いじめた児童へ適切に指導する。軽微な事案でも、関係職員へ連絡し、以後の見守りに生かす。
- ・ 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。また、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・ なお、いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、いじめられた児童の自尊感情を損なわないよう留意する。また、児童の個人情報取り扱い等、プライバシーにも十分に留意して以後の対応を行う。
- ・ いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく警察署と相談して対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 加害児童の心を理解し適切に自尊感情を育てることに配慮する。



### (3) 被害児童及びその保護者への対応

#### ① いじめを認知した際の対応

- ・ いじめを認知した際には、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた児童やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ること伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。

#### ② いじめられた児童への対応

- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導する等、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・ さらに、状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

### (4) 加害児童及びその保護者への対応

#### ① いじめを認知した際の対応

- ・ いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、加害児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。
- ・ また、加害児童に対しては、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する。さらに、事実関係を確認したら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

#### ② いじめた児童への対応

- ・ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ・ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的な配

慮を十分にし、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

- ・ 状況に応じて出席停止制度の活用について学校の設置者と協議する。

(5) 集団へのはたらきかけ

- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 学級の一人一人が意見を出しやすい会議の機会をつくり、いじめを生まない学級づくりを進める。

(6) 継続した指導体制の確立

- ・ いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。このため、校内におけるいじめの防止等に係る組織において、いじめの解決に向けた指導方針や指導体制を確認し、全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

(7) インターネット上のいじめへの対応等

① インターネット上のいじめの実態を知る。

- ・ ネット上のいじめとは、携帯電話・スマートフォンやパソコン、ゲーム機や音楽再生機等を通じてインターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の児童の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、画像を掲載したり、メールを送ったりするなどの方法によりいじめを行うものをいう。
- ・ 研修等を通じてネット上のいじめの特徴を理解する。

② インターネット上のいじめの未然防止に努める。

- ・ IT 機器の積極的な活用と同時に、他人への影響を考慮して行動することや有害情報への対応などの「情報モラル教育」を行っていく。
- ・ パスワード付きサイトや SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。

③ 早期発見・早期対応に努める。

- ・ 児童が見せる小さなサインを見逃さず、児童に寄り添いながら声をかけ、いじめの芽に気づく努力をする。
- ・ インターネット上のいじめについての相談体制を整備する。
- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関

係機関の取組についても周知を図る。

(8) いじめの解消

いじめの解消と判断するには少なくとも次の①と②の要件を満たす必要がある。

- ① 「いじめに係る行為が止んでいること」
  - ・ 被害者に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいる期間が少なくとも3か月以上継続していること。
- ② 「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」
  - ・ 被害児童本人及びその保護者との面談等により確認する。

(9) 教育的課題等から特に配慮が必要な児童について

学校として日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に行う

- ・ 発達障がいを含む、障がいのある児童
- ・ 海外から帰国した児童や外国人の児童
- ・ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童
- ・ 被災児童
- ・ コロナ感染症関連で配慮が必要な児童

5 重大事態への対処

(1) 調査組織の設置(法 28 条①: 必置)と調査の実施

- ・ いじめにより、当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、又、いじめにより、当該児童が「相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対処、発生防止に資するため、下記の第三者による調査組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

< 重大事案と想定されるケース >

- 児童が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめが原因で不登校状態になった場合 等

【重大事態への対処の基本的な姿勢】

- いじめがあったのではないかとこの姿勢で事実に向き合う。
- 児童・保護者を含め、学校全体の問題であると認識し、予断を許さず、客観的な事実関係を網羅的に明確にする姿勢を持つ。
- 調査は迅速かつ計画的に行う。
- 児童及び保護者に十分説明し、了解を得ながら対応する。
- 児童のプライバシーに十分配慮しつつ、必要な情報は適宜提供する。

< 組織の構成 >

※ 校内におけるいじめ防止のための組織を母体としつつ、村山教育事務所「いじめ解決支援チーム」の支援・協力を得る。(具体的な調査組織の構成員については市教育委員会の指示を仰ぐ)

- 弁護士            ○ 精神科医            ○ 学識経験者
- 心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者
- ※ 当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者

## (2)校内の連絡・報告体制

- ・ 校内における連絡・報告体制は、別紙「学校緊急対応マニュアル」による。

## (3)重大事態の報告

- ① 当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、素早く山形市教育委員会を通じて山形市長へ報告する。
- ② また、当該重大事態が生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときには直ちに所轄警察署に通報する。
- ③ 校長は、重大事態の「疑い」があることが認められたときも、設置者に報告する。

## (4)外部機関との連携等

- ・ 重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じ山形市教育委員会、山形警察署、児童相談所、村山教育事務所の「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進める。

# 6 教育相談体制・生徒指導体制

## (1)教育相談体制と活動計画

- ・ 「いじめアンケート」の実施、それを受けた児童との個別面談を通し、児童の心の声を拾いあげ、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ・ 教育相談委員会を機能させる。

## (2)生徒指導体制と活動計画

- ・ いじめの未然防止の観点から指導を計画的に行う。児童にとって実感のともなう活動ができるよう、どの活動においても趣旨説明を行い、児童が活動の意味を理解して主体的に活動できるように指導する。

# 7 校内研修

## (1)いじめの理解、組織的な対応、指導記録の生かし方等に関する研修計画

- ・ 「道徳の授業」の充実、「生徒指導の機能を生かした授業づくり」「Q-U アンケートの活用方法」について研修を深め、問題の未然防止に努める。

# 8 学校評価

## (1)いじめの問題への対応と評価の基本的な考え方

- ・ いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立てる。

## (2)地域や家庭との連携

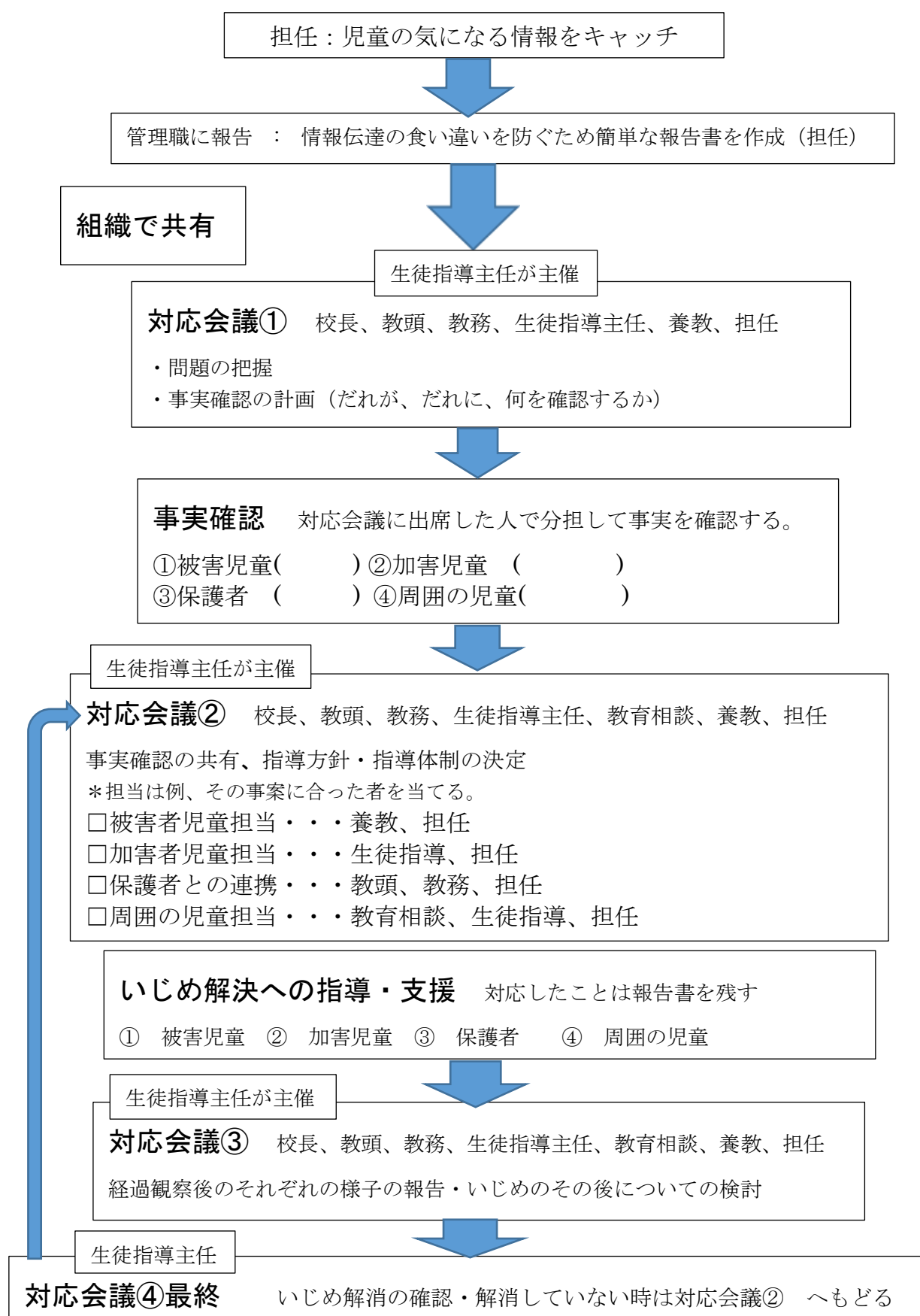
- ・ 学年、学級懇談会や学校だより等において、いじめに係る学校基本方針やその取り組み、学校評価の結果等についてお知らせし、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭や地域との緊密な連携協力を図る。

## (3)校内におけるいじめの防止等に対する PDCA サイクル等

- ・ いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応の取組を徹底し、その都度取組状況を児童の視点で客観的に振り返り改善を図っていく。
- ・ 学期末の職員会議において、いじめの問題への対応について成果と課題を確認しながら改善の方策を明確にし、全教職員で共通理解を図る。

# いじめに組織的に対応するための基本ステップ

明治小



参考：山形市教育委員会「学校教育の重点目標—指導の指針：令和4年度用」